

■(早見表)被災者支援に関する各種制度(令和8年10月1日 現在)

※各項目の(制度概要 P○)は、別冊の制度概要をご覧ください。

判定区分		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先
下段：住家損害割合		50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満	
被災者生活 再建支援金 (制度概要 P5)	基礎支援金	100万円	50万円					社会福祉課 ☎0548-23-0070
			解体又は長期避難する場合100万円					
	加算支援金	建設・購入200万円 補修100万円 賃借 50万円	建設 購入100万円 補修 50万円 賃借 25万円					
			解体又は長期避難する場合 建設・購入200万円 補修100万円 賃借 50万円					
(制度概要 P7)		※単身世帯の場合は、それぞれ4分の3相当額 【市独自制度】も同様とする			【市独自制度】 建設 購入 補修 賃借 12万円	【市独自制度】 建設 購入 補修 賃借 7万円		
被災家屋等の公費による 解体・撤去（公費解体） (制度概要 P21)		市が所有者に代 わって解体・撤去	市が所有者に代わって撤去 （解体は対象外）					環境課 ☎0548-53-2609
		・既に家屋解体・撤去等を実施済みの場合には、その費用の一部を償還 できる場合がありますので担当課へお尋ねください。						
被災代替家屋に係る 固定資産税の特例 (制度概要 P9)		被災した家屋に代わる家屋を取得または改築した場合、代替家屋に係る 固定資産税のうち、被災家屋の床面積相当分の税額について、取得の翌 年から4年度分を2分の1に減額						
被災住宅用地の特例 (制度概要 P11)		令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で滅失した住宅（被災住宅）の敷地である土地について、申告により被災住宅用地として住宅用地と同様の特例を適用し固定資産税を減額						税務課 ☎0548-23-0035
被災代替償却資産の特例 (制度概要 P12)		令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で滅失または損壊した償却資産（被災償却資産）の所有者が、被災償却資産に代わる償却資産（代替償却資産）を取得又は改良した場合、特例を適用し固定資産税を減額						
介護保険料の減免 (制度概要 P14)		全部	2分の1					長寿介護課 ☎0548-23-0076
判定区分		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先

※条件等が付加されている場合がありますので、詳細については担当課にお問い合わせください。

■(早見表)被災者支援に関する各種制度

※詳細な条件や申請方法は担当課等にお問い合わせください。

制度の名称	制度の概要	問合せ先
ささえあいセンター (制度概要 P1)	被災者の皆さんが、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の困りごとを伺ったうえで被災者を関係機関へつなぐなどの相談窓口を開設します。	ささえあいセンター ☎0548-23-3325
被災届出証明書の申請交付 (制度概要 P1)	各種被災者支援策の手続きのために、災害対策基本法に基づき住家以外の被災届出証明書交付申請の受付け及び交付を行っています。	社会福祉課 ☎0548-23-0070
災害弔慰金 (制度概要 P4)	災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。	
災害障害見舞金の給付 (制度概要 P4)	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。	
ボランティアセンター (制度概要 P3)	被災された方々の支援のため、家屋の片づけ・清掃などの支援活動を行っていただいております。 ニーズがあった場合のみ、第4日曜日に実施するため、問合せ先までご連絡ください。	牧之原市社会福祉協議会榛原事務所 ☎0548-22-5187
生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金・福祉費(災害援護費)) (制度概要 P8)	生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用(緊急小口資金)」や「災害を受けたことにより臨時に必要なとなる費用(福祉費(災害援護費))」についての貸付があります。	牧之原市 社会福祉協議会 ☎0548-52-3500
こころの健康相談 (制度概要 P24)	眠れない、気分が沈む等、こころの健康についての相談を受け付けています。健康状態や困りごとなどの相談に応じます。	健康推進課 ☎0548-23-0024
国民健康保険の医療費の一部負担金減免等 (制度概要 P13)	災害などの特別な理由により収入が著しく減少し、医療費の自己負担分（一部負担金）の支払いが困難な場合に減免を受けられる場合があります。 また、国民健康保険被保険者が災害によって負った外傷に係る一部負担金を免除又は還付します。	国保年金課 ☎0548-23-0023
国民年金保険料の免除 (制度概要 P15)	住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。 ※申請前に納付されたものは減免できません。	国保年金課 ☎0548-23-0023
災害相談窓口の設置 (制度概要 P22)	静岡県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構中部本部及び、関東経済産業局に相談窓口を設置しています。※個別相談先は、制度概要をご覧ください。	中小企業庁 経営安定対策室 ☎03-3501-1511
災害復旧貸付等の実施 (制度概要 P23)	今般の台風等により被害・影響を受けた中小企業者等を対象に、静岡県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付等を実施します。	政策金融公庫 静岡支店 ☎054-254-3631
何でも無料電話相談 (制度概要 P24)	被災した家の修理や解体について、今後の生活再建について等の相談に応じています。被災者からの生活相談や被災者に不足しがちな各種支援策の情報を提供しています。ご相談がある場合は問合せ先の静岡県弁護士会にご連絡ください。	静岡県弁護士会 ☎：054-204-1999